

4月1日からの町有施設の使用にあたっての 手続きについて

4月1日から始まります町有施設の有料化にそなえて、これまで2回にわたり、「公共料金の改正と施設使用料の考え方について」、「町有施設毎の使用料と減免の考え方について」お知らせしてきました。最終回となる第3弾では、「町有施設の使用にあたっての手続きについて」と題しまして、施設の使用申請の方法や料金のお支払い方法等についてお知らせします。町民の皆さんのご協力とご理解をお願いいたします。

施設の使用手法

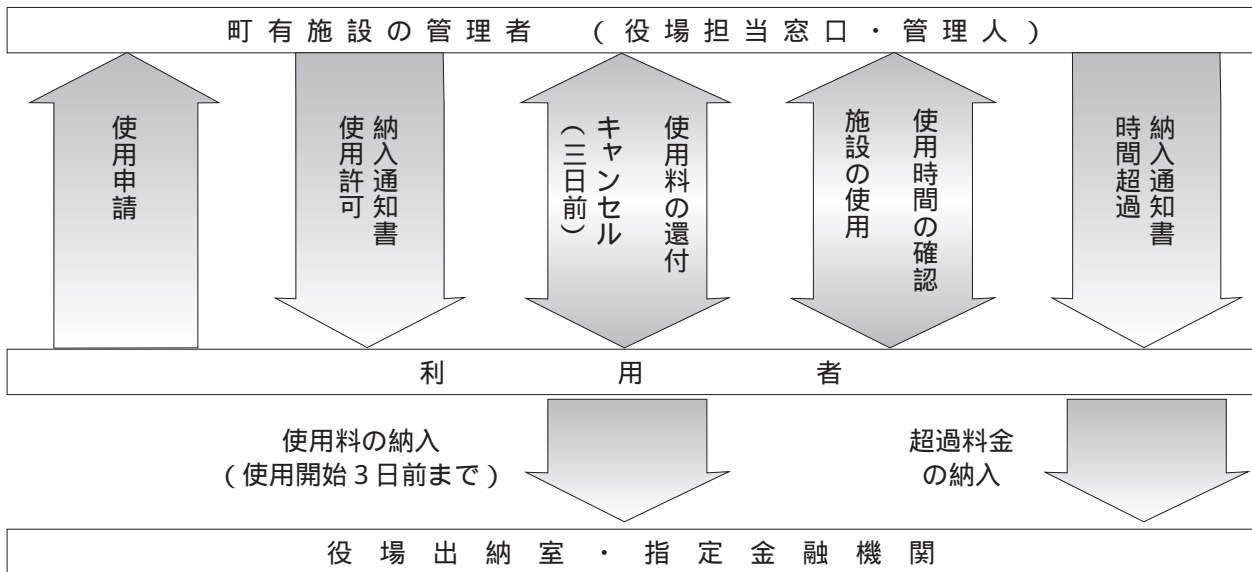
使用申請は、原則1週間前までに、各施設役場担当窓口又は各施設管理人に提出し、許可書及び使用料納入通知書を受け取ります。

使用料は、使用開始日の3日前までに、役場出納室又は指定金融機関、各施設管理人にお支払い願います。

施設の使用許可後、キャンセルする場合は、3日前までに連絡ください。それを過ぎての使用料の還付はいたしません。

使用日当日は、許可書及び使用料を納めた領収書を管理人等に提示して使用することになります。

施設の使用フロー



使用時間の確定

使用のための準備・後片付け・掃除に要する時間は使用時間に含まれます。

使用時間は、許可書に記載の開始時間又は実際に準備を開始した時間のどちらか早い方の時間とします。

使用日当日に超過時間が発生した場合は、管理人等と使用者と確認のうえ、使用簿等に記載し、後日職員が納入通知書を送付します。

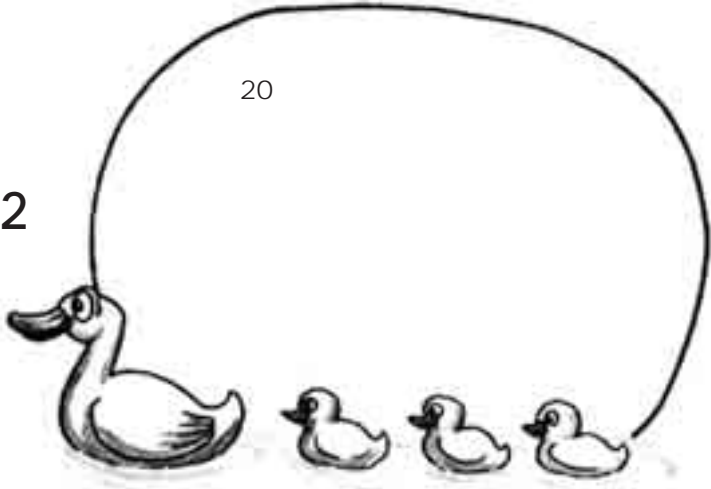
使用時間は原則連続使用とし、中空き使用は認められません。

- 施設の使用で詳しくお知りになりたい
又はご不明な点は、各施設の担当窓口
までお問い合わせ願います。



自治会モデル地域事業

～三和・菊野行政区の活動(パート2)～



平成20年4月の自治会移行に当たって、現在の活動が既に自治会活動と認められる行政区をモデル地域に指定することにより、他の行政区の自治意識の向上と自治会組織への移行を推進することを目的として、三和・菊野行政区の活動をお知らせします。

葬儀委員長は班内で

行政区の統合で区域が大きくなると、区長の仕事が多くなり、行政区内でお悔やみがあった場合、ほとんどは行政区長が葬儀委員長を務めるのが現状となっていますが、三和・菊野行政区では、旧行政区単位の班長等が葬儀委員長を務めることとして、葬儀は実質的に班内で執り行い、行政区役員の任務の軽減を図っています。また、班内の戸数が年々減少していることから、複数の班でなければ出来ないこともあり、班の統合を検討しています。



区長手当は一度行政区会計の収入とし、改めて支給

町から支給されている行政区長手当は一度行政区会計に組み入れて、改めて区から役員報酬として交付することにしています。また、統合により班の役割を重視したことによる班長の手当を支給するため、町から交付された区長報酬より少ない額を定め、その差額を他の役員報酬や活動費に充てています。

区の会費は定額で徴収

区の会費は、1戸当たり月額800円を徴収し、年間の予算総額を164万円(19年度)として、敬老会、運動会、スポーツ愛好会、婦人会、老人クラブなどの様々な事業を計画しその費用にあてています。

ただし、神社維持費や祭典費の寄付金は、区の会計とは別に集めています。

三和しばれぶっとばせフェスティバル &

冬の交通安全スポーツの集い



交通安全ジャンボカルタ大会

当日は、しばれとは無縁の暖かい日となり、もちつき体験、交通安全ジャンボカルタ大会、ゲームや甘酒の無料サービスなどの催しが行われ、地域住民だけでなく他の地域からの参加も多数あり、交流を深めていました。

2月18日(日)、冬の厳しいしばれや雪を積極的に活用し、住民みんなで楽しみながら親睦を深めるとともに、交通安全意識の高揚を図ることを目的に、「第14回三和しばれぶっとばせフェスティバル&冬の交通安全スポーツの集い」(同実行委員会主催)が行われました。



もちつき体験